

令和 8 年度第 1 回
千葉市障害者施策推進協議会

令和 8 年 8 月 2 8 日

令和８年度第１回千葉市障害者施策推進協議会議事録

- 1 日時 令和８年８月２８日（金曜日）午後７時００分～午後８時４０分
- 2 場所 千葉市役所１階正庁（演題あり）
- 3 出席者
（委員）大濱会長、富田副会長、伊藤委員、加藤委員、川村委員、菊池委員、國方委員、国本委員、小谷委員、斎藤委員、坂本委員、佐久間委員、杉山委員、成田委員、野崎委員、古沢委員、村田委員、山下委員
（事務局）秋幡保健福祉局長、久保保健福祉局次長、清田高齢障害部長、岡本障害者自立支援課長、薄田障害福祉サービス課長、日高精神保健福祉課長、 他３名
計２７名
- 4 議題
 - （１）副会長の選出について
 - （２）第６次千葉市障害者計画・第７期千葉市障害福祉計画・第３期千葉市障害児福祉計画の進捗状況について
 - （３）第７次千葉市障害者計画等策定に係る実態調査の結果について
 - （４）第７次千葉市障害者計画・第８期千葉市障害福祉計画・第４期千葉市障害児福祉計画の骨子（案）について
- 5 議事の概要
 - （１）委員の互選により、富田委員を副会長とすることに決定した。
 - （２）第６次千葉市障害者計画・第７期千葉市障害福祉計画・第３期千葉市障害児福祉計画の進捗状況について、事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。
 - （３）第７次千葉市障害者計画等策定に係る実態調査の結果について、事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。
 - （４）第７次千葉市障害者計画・第８期千葉市障害福祉計画・第４期千葉市障害児福祉計画の骨子（案）について事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。
- 6 会議経過 別紙のとおり

午後7時00分開会

(新宅障害者自立支援課長補佐) ただいまより、令和8年度第1回千葉市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。私は本日、司会進行を務めさせていただきます、高齢障害部障害者自立支援課課長補佐の新宅と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、聴覚に障害のある委員がご列席のため、ご発言の前にはお名前をおっしゃっていただくとともに、ゆっくりとしたスピードではっきりとご発言いただき、どなたにもわかりやすい会議の進行にご協力いただきますようお願いいたします。

まず始めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。はじめに、「次第」、続いて、「座席表」、「委員名簿」、「千葉市障害者施策推進協議会条例」、資料1といたしまして、「第6次千葉市障害者計画の進捗状況」、資料2といたしまして、「第7期千葉市障害福祉計画・第3期千葉市障害児福祉計画の進捗状況」、資料3といたしまして、「障害者計画策定に係る実態調査の傾向まとめ(直近3期分)」、資料4といたしまして、「第7次千葉市障害者計画等の骨子について」、参考資料といたしまして、「第7次千葉市障害者計画・第8期千葉市障害福祉計画・第4期千葉市障害児福祉計画の策定について」、また、冊子「千葉市障害者計画等策定に係る実態調査報告書 概要版」をお配りしております。以上でございますが、お手元にそろっておりますでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、保健福祉局長秋幡より、ご挨拶申し上げます。

(秋幡保健福祉局長) 皆さん、こんばんは。保健福祉局長の秋幡でございます。まずは、この度の「令和8年8月千葉豪雨」により、お亡くなりなられた方のご冥福を心よりお祈り申し上げます。また、被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。今回の災害は、床上浸水が800件を超え、被災車両は2,500台余りと、都市部での水害というこれまで例のない災害となりました。発災から2週間が経過し、多くの他自治体職員や、多くのボランティアの方々の協力を得ながら、市民の皆様が一日も早い復旧・復興につなげるべく、全庁一丸となって取り組んでいるところです。皆様方におかれましても、引き続き、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しい中、また夜の時間にも関わらずお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、本市の障害福祉行政のみならず、市政各般にわたり、多大なるご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

本日の会議では、令和9年度から3年間を期間とする次期障害者計画等の策定に向けて、策定の考え方や方向性などをまとめた「骨子」などについて協議させていただくこととしております。

本市では、本協議会の皆様のご意見も頂戴しながら、「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」を昨年6月に施行したところですが、近年、国においても、障害者差別解消法の改正や成年後見制度の見直しなど、権利保障や意思決定支援に係る法整備が進められております。

次期計画の策定にあたっては、こうした国の状況も踏まえながら、障害の有無に関わらず、誰もが活躍し、共に支え合う共生社会の構築の実現に向け、各種施策を展開して参りますので、委員の皆様におかれましても、それぞれの専門的なお立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日

は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（新宅障害者自立支援課長補佐） ここで、委員の紹介をさせていただきますが、お時間の都合もございますので、大変恐縮に存じますが、新任の皆さまのみご紹介させていただきます。はじめに、千葉商工会議所常務理事、國方俊治委員でございます。次に、千葉障害者職業センター所長、川村浩樹委員でございます。次に、千葉市社会福祉協議会会長、富田薫委員でございます。次に、千葉市立特別支援学校校長、小谷泰也委員でございます。次に、千葉市重症心身障害児（者）を守る会会長、加藤悦子委員でございます。加藤委員は、この２年間、手話言語条例案の作成にあたり、本協議会の専門委員としてご尽力いただいておりますが、本市の障害者計画では、重点課題として、これまで「重度障害者への支援」を位置付けていることも踏まえ、今回より、専門委員ではなく、常任の委員としてお迎えすることといたしました旨、お知らせいたします。次に、千葉市教育委員会教育委員、杉山浩委員でございます。杉山委員は、車椅子バスケットボール日本代表など、これまでパラスポーツの一線でご活躍されていらっしゃるほか、本市教育委員会教育委員として、本市の教育行政に貴重なご意見・ご提案をいただいているところであり、このたび、本協議会の委員として新たにお迎えすることといたしました旨、お知らせいたします。次に、千葉公共職業安定所所長、太田克明委員でございます。なお、太田委員は本日ご欠席です。以上でございます。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。初めに、先ほどご挨拶いたしました、保健福祉局長の秋幡でございます。次に、８月１日付で保健福祉局次長として着任しました久保でございます。次に、高齢障害部長の清田でございます。次に、高齢障害部障害者自立支援課長の岡本でございます。次に、高齢障害部障害福祉サービス課長の薄田でございます。次に、高齢障害部精神保健福祉課長の日高でございます。その他の職員につきましては、お手元の「座席表」にて、ご確認いただき、紹介は省略させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、本日の協議会でございますが、委員２１名中、１８名のご出席をいただいておりますので、千葉市障害者施策推進協議会条例第５条第２項に基づき、会議が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。また、本日の会議は、千葉市情報公開条例第２５条に基づき、公開となっております。

それでは、これより議題に入らせていただきたいと存じます。議事の進行について、大濱会長お願いいたします。

（大濱会長） 皆さんこんばんは。会長の大濱でございます。本日はお忙しいところお集りいただきまして、誠にありがとうございます。８月１３日に発生した千葉豪雨により、被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。委員の皆様、大丈夫でしたか。千葉市医師会では、甚大な被害を受けた会員の医療機関もございました。８月２４日に日本医師会の松本会長が視察にお見えになられて、私が被害状況を説明いたしましたところでございます。視察先の先生方も、日本医師会会長自らいらっしゃったことに対して、大変勇気づけられておりました。まだまだ復旧途中ですが、市民のためにも早急に復旧して、支援ができればと思います。

さて、本協議会は千葉市の障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進のために審議する協議会でございますので、委員の皆様にはそれぞれ専門の立場から活発なご意見をい

ただきたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。議題の（１）副会長の選出についてですが、前任の副会長であります、社会福祉協議会の初芝委員が退任しましたので、改めて副会長を選出したく存じます。選出方法は、条例の規定により、委員の互選となっておりますが、いかがいたしましょうか。菊池委員。

（菊池委員）引き続き成年後見や各種ボランティア事業などを通じ、障害者の実態などにも詳しい社会福祉協議会の会長である富田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（大濱会長）ただ今、菊池委員より、副会長に富田委員を、とのご提案がございましたが、いかがでしょうか。

（委員一同）異議なし。

（大濱会長）それでは、ご異議がないようですので、富田委員に副会長をお願いいたします。では、富田副会長には席をお移りいただきまして、就任のご挨拶をいただきたいと思います。

（富田副会長）改めまして、千葉市社会福祉協議会の富田でございます。非常に力不足ではございますが、大濱会長をお支えいたしまして、円滑な進行と議論の充実に努めてまいりたいと考えております。皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（大濱会長）ありがとうございました。次に、議題の（２）「第６次千葉市障害者計画・第７期千葉市障害福祉計画・第３期千葉市障害児福祉計画の進捗状況について」に移ります。事務局より説明をお願いします。

（岡本障害者自立支援課長）障害者自立支援課の岡本でございます。議題の（２）について、恐縮ですが着座にてご説明させていただきます。なお、本日の会議では、「障害者計画」は「者計画」、「障害福祉計画」は「福祉計画」、「障害児福祉計画」は「児計画」と略して、説明させていただきます。

それでは、資料１、「者計画」の進捗状況でございます。表中、令和７年度に太枠をしておりますが、「者計画」の計画年度は令和６年度から８年度で、今回は２年度目の進捗状況となります。表題の下に記載がありますが、「者計画」は、数値目標を定めることとされていないため、当初予算の目標量に対する実績により進捗を報告することとし、下の囲みにありますが、便宜上、評価基準を設定しております。

評価基準ですが、当初予算の目標量に対して実績が１５０％を超える事業などは「◎」、概ね目標量どおりの事業は「○」、実績が７０％未満の事業などは「△」の３段階で評価しており、評価基準は「福祉計画」「児計画」でも同様としております。

なお、者計画に多いですが、当初予算で目標量を設定していない事業等は、実施目標を「事業実施」として、実施に至った場合は「○」という評価としております。

下の総括表の構成ですが、表の左側、６つの基本目標ごとに集計しており、その右に計

画年度の令和6年度から3年分の評価を、各年度の評価は、上段に事業数、下段に基本目標ごとの事業数に占める割合を記載し、各年度の「対象外」の欄は、当該年度に実施予定が無いものと整理しています。

一番下の合計の欄ですが、者計画の全事業数 合計234件に対して、太枠の令和7年度の欄では、225件、96.2%が「○」の事業であり、全体としては、ほぼ計画どおりに事業の実施ができたものと考えております。

資料を2枚おめくりいただき、3ページ、事業ごとの進捗状況をご覧ください。

表の構成ですが、表の一番上、左から基本目標、項目ごとに各事業を整理しており、年度ごとに実施目標に対する実績、達成評価とその理由とし、評価理由の欄は「◎」「△」の事業のみ記載することとしています。

なお、3ページから29ページまでが者計画の全事業で、最後の事業番号が190となりますが、例えば156-②など、枝番の事業もありますので、総括表の234事業とは一致しておりませんこと、念のため申し添えます。

2ページをご覧ください。掲載事業が多いため、本日は評価「◎」と「△」の事業のみを説明いたしますが、令和7年度は「◎」がないため「△」のみを抜粋しております。

まず上段の「福祉講話の開催」は、障害者ご本人などが小学校を訪問し、体験談の講話などを行うもので、令和7年度は、目標60校に対し実績30校にとどまりました。これは、実施希望校が少なかったことによるもので、引き続き、様々な機会を捉えて、市内小学校への周知徹底を図って参ります。

その下の「災害時における避難支援体制の強化」は、避難行動要支援者名簿の町内自治会等への提供と、優先度の高い方から順次、個別避難計画を作成するもので、令和7年度は、個別避難計画の作成件数について、目標400件に対して実績220件となりました。これは、施設入所や意向変更等で作成対象外となったことによるもので、今後は計画の必要性の再周知を行いながら、理解と同意が得られるよう取り組んで参ります。簡単ですが、障害者計画の進捗状況の説明は以上です。

次に、資料2をご覧ください。こちらは、「福祉計画」と「児計画」の進捗状況です。表の構成は、左からサービス名称と内容、年度ごとの見込量と実績、見込量に対する実績の割合を進捗率とし、右端の考察欄に令和7年度の評価、コメントを記載しています。評価の「◎」「○」「△」の基準は、者計画と同様で、本日は、「◎」「△」の事業のみご説明いたします。

1ページは、令和7年度の達成評価が「◎」の事業を掲載しております。はじめに、指定障害福祉サービス事業についてです。まず、「短期入所（医療型）」は、介護者が病気等の理由で、一時的に病院等に短期間入所し、入浴や食事の介護などを行うもので、令和7年度の進捗率は170%を超えることとなりました。これは、コメント欄にありますが、事業所の増加により、これまで利用できなかった方も利用可能となったことによるものです。

次に、「重度障害者の共同生活援助」は、進捗率は200%を超えることとなりました。これは、日中サービス支援型の事業所の新規開設や住居の追加があり、受入れ数が大きく増加したことによるものです。

次に、地域生活支援事業についてです。「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修」は、盲ろう者の通訳や移動支援等を行う支援者を養成するもので、進捗率は200%となりました。これは、修了者数等が年度によってバラつきがあり、結果として見込を上回ったこと

によるものです。

次に、障害児通所支援等についてです。まず、「保育所等訪問支援」は、障害児が保育所等で集団生活に適應できるよう支援を行うもので、進捗率は300%を超えることとなりました。これは、発達障害の社会的認知や本制度の認知が広がり、利用の増加につながったことによるものです。

次に、「居宅訪問型児童発達支援」は、障害児の自宅を訪問し、動作指導や生活能力向上への支援などを行うもので、進捗率は利用量で350%、利用人数で200%となりました。これは、計画策定時は事業所が少なく、利用を限定的に見込んでいたところ、その後事業所数が増加したことによるものです。

最後に、「医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」は、関係機関との連絡調整などを行うコーディネーターを配置するもので、進捗率は150%となりました。これは、支援ニーズの増加に対応したことによるものです。

以上が、「◎」の評価となった項目です。

つづいて、2ページをご覧ください。2ページ及び3ページは、達成評価が△の事業を掲載しております。

はじめに、指定障害福祉サービス事業についてです。「重度障害者等包括支援」は、重度障害者に対し複数のサービスを包括的に提供するもので、令和7年度の実績はゼロとなりました。これは、サービス内容が幅広く事業者の負担が大きいこと、採算上の課題があり事業参入が進まないことなどによるものです。

次に、「自立訓練（機能訓練）」は、一定期間、リハビリテーションや歩行訓練等を行うもので、進捗率は利用量が41%、利用者数が69%となりました。これは、標準利用期間が短いこと、市内事業所が1か所のみであったことなどによるものです。

次に、「就労選択支援」は、就労アセスメントの手法を活用し、より良い就労選択ができるよう支援するもので、進捗率は17%となりました。これは、令和7年10月に開始され対象期間が半年間と短かったことなどによるものです。

次に、「自立生活援助」及び「精神障害者の自立生活援助」は、一人暮らしの障害者宅への定期的な訪問などにより地域生活を支援するもので、進捗率はいずれも50%以下となりました。これは、母数が小さく、利用者数の増減が進捗率に与える影響が大きくなったことによるものです。

3ページをご覧ください。「地域移行支援」及び「精神障害者の地域移行」は、障害者支援施設の入所者や、精神科病院の入院者に対し、地域生活への移行に向けた各種支援・調整を行うもので、進捗率はいずれも50%台となりました。これは、利用者の地域移行が円滑に進み、サービスの利用期間が短くなったことによるものです。

つづいて、地域生活支援事業についてです。「要約筆記者派遣事業」は、難聴者の方に対して要約筆記者を派遣するもので、進捗率は17%となりました。これは、要約筆記の依頼が少なかったもので、記載はないですが、特に、ヘビーユーザーの方の転出等の個別事情が影響したものと考えています。

次に、「要約筆記者養成研修事業」は、進捗率は60%となりました。これは、年度ごとの研修修了者にバラつきがあることによるものです。

次に、日常生活用具給付等事業の「情報・意思疎通支援用具」は、情報取得や意思伝達を支援するための用具を給付するもので、進捗率は67%となりました。これは、事業の性質上、年度によってバラつきがあることなどによるものです。

次に、「地域活動支援センター事業」は、創作活動や生産活動の機会を提供する通所サービスで、Ⅱ型の進捗率は箇所数、実利用見込者数いずれも５０％以下となりました。これは、利用者の高齢化により利用が減少したことなどによるものです。

最後に、「朗読奉仕員養成研修事業」は、進捗率５７％となり、これは、年度ごとの研修修了者にバラつきがあることによるものです。

「◎」、「△」の説明は以上ですが、「△」の理由については、事業の性質上の問題や、年度ごとのバラつきなどが多いこと、また、ご説明した事業以外は、評価「○」となりますので、全体としては、概ね計画どおりに事業を推進できたものと考えております。

なお、補足でございますが、例年ご報告しております「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針の進捗状況」については、平成２９年度に策定してから、約１０年が経過していることもあり、令和７年度の進捗を検証したところ、多くの事業が「継続実施」となりましたことから、議題２での報告は省略とし、議題４で、１０年間の総括をご説明することをもって代えさせていただきます。議題２の説明は以上です。

（大濱会長） ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。加藤委員。

（加藤委員） 千葉市重症心身障害児（者）を守る会の加藤です。お世話になります。資料２の１ページ「短期入所（医療型）」について質問です。市内の医療型短期入所事業所が増えたと記載がありますが、介護老人保健施設が増えたということでしょうか。

（大濱会長） 事務局お願いします。

（薄田障害福祉サービス課長） 障害福祉サービス課です。介護老人保健施設だけではなく、医療機関も増えています。また重度心身障害や医療的ケアのみを対象としている施設だけでなく、既存の身体障害者福祉施設においても、重度心身障害児者や医療的ケア児者を受け入れている施設もございます。

（加藤委員） どこか病院で、短期入所を始めたところがあるのですか。

（薄田障害福祉サービス課長） 実績はまだないと聞いておりますが、稲毛区の富家千葉病院が指定を受けています。ただし、実際の受け入れ開始までには、看護師の研修等の体制整備が必要であり、本格的な受け入れまでにはまだまだ至っていないとの話を聞いております。

（加藤委員） 医療型の短期入所は入所希望者が非常に多いですが、受け入れ可能な施設が足りなくて困ってるところでしたので、質問いたしました。ありがとうございます。

（大濱会長） 他にご意見ご質問等はございますか。菊池委員。

（菊池委員） 千葉市自閉症協会の菊池です。資料２の１ページを見ると、障害福祉サービスが着実に充実してきていることが分かります。一方で、発達障害や強度行動障害のある

方への支援には、職員の障害特性に対する理解や専門性が重要です。そのため、サービス量の確保だけでなく、質の向上にも取り組んでいただきたいと思います。また、グループホームでは夜間に対応する職員が事前にわからない場合があり、利用者の保護者として不安を感じることがあります。そのため、どのような職員が夜間支援を担当するのか等仕組みを整えていただきたいと思います。

(会長) 事務局どうぞ。

(薄田障害福祉サービス課長) 障害福祉サービス課です。障害福祉サービスにおいては、サービスの質の向上が重要であると考えています。近年、全国においては障害福祉サービス事業所の不祥事が目立ってきており、各事業所における質の確保に対する要求は年々高まっていると認識しています。また事業によっては新規参入が増えている分野がある一方、伸び悩んでいる分野もあります。限られた福祉人材の中で事業所間の競争が進み、専門人材が特定の分野に集中している状況も見られます。そのため、次期計画では、本市として必要と考えるサービスが適切に提供・拡充されるよう、体制整備について検討していきたいと考えています。

(菊池委員) もう一つお願いしたいのが、人材確保についてです。現在は各事業所がそれぞれ個別に職員募集を行っていますが、それだけでは十分な人材を確保することが難しい状況があります。特に強度行動障害のある方への支援については、対応できる人材が不足しているため、市外の事業所を利用せざるを得ないケースも少なくありません。そこで、各事業所が個別に取り組むだけでなく、市が中心となって人材確保に取り組むことはできないでしょうか。例えば、市全体で合同就職説明会や採用活動を行うなど、より広い枠組みで人材を集める仕組みがあれば、事業所単独では難しい課題の解決につながるのではないかと感じています。人材不足は個々の事業所だけで解決するには負担が大きいため、市として支援や後押しを検討していただければと思います。

(薄田障害福祉サービス課長) 障害福祉サービス課です。委員がおっしゃるような人材確保の取り組みについては、保育分野では保育士不足への対応として合同就職説明会などを実施している事例があります。しかし、その実績を見ると、必ずしも十分な成果につながっているとは言えない状況もあると認識しています。大手の法人や社会福祉法人などでは比較的人材を確保しやすい一方で、小規模な事業所では人材確保に苦労しているという声も聞いています。障害福祉分野においては、障害児のサービスは比較的人気が高く、人材も集まりやすい傾向がありますが、成人を対象としたサービスでは人材確保が難しいという課題があります。県内には新規職員の採用実績が比較的高い法人もありますので、そうした事例について話を伺いながら、人材確保につながる有効な取り組みを検討していきたいと考えています。

(大濱会長) 委員、よろしいでしょうか。

(菊池委員) ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(大濱会長) 他にご意見ご質問等はございますか。成田委員。

(成田委員) 千葉市手をつなぐ育成会の成田です。資料1の福祉講話についてです。知的障害に関する福祉講話も実施しておりますが、学校側からのご希望がなかなかありません。ぜひ多くの学校にご希望いただけるよう、ご配慮いただければと思います。

(岡本障害者自立支援課長) ありがとうございます。知的障害の福祉講話については、令和4年度から対象を拡充して始めましたが、おっしゃるとおり、あまり実績が上がっていませんと記憶しております。昨年、千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例も制定されましたので、障害のある方への理解を進めていく立場として、学校への周知をどのように行えば希望していただけるのかについて、意見交換をしながら考えていければと思っています。

(大濱会長) 委員、よろしいでしょうか。

(成田委員) はい。ありがとうございます。

(大濱会長) 他にご意見ご質問等はございますか。野崎委員。

(野崎委員) 千葉市精神保健福祉審議会の野崎と申します。多くの事業の実施目標が「事業の実施」となっておりますが、事業については、その効果が最も重要な点ではないかと思っています。例えば、私が関連している分野でいうと、うつ病対策講演会は年1回実施となっております。講演会自体には一定の効果があると思いますが、年に1回開催するだけで、社会全体のうつ病に関する知識や理解の向上を期待するのは、なかなか難しい面もあるのではないかと思います。そのため、事業については定期的に見直しを行い、必要なところに予算を重点的に配分していくことが重要ではないかと考えています。また、これほど多くの事業を実施する必要があるのかどうかという点も含めて、今後検討していく必要があるのではないかと考えております。

(大濱会長) ありがとうございます。ただいまのご意見について、事務局お願いします。

(岡本障害者自立支援課長) 貴重なご意見をありがとうございます。私も4月に着任し、今回初めてこの作業に携わりましたが、同じような疑問を感じていたところです。「者計画」の資料1につきましては、具体的な数値目標を定めることとしていないため、実施目標の欄に数値が入っているものと入っていないものがあり、少し統一感に欠ける部分があり悩ましく感じておりました。今回いただいたご意見は、次期計画を策定する際の参考にさせていただきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

(大濱会長) 委員、よろしいでしょうか。

(野崎委員) はい。ありがとうございます。

(大濱会長) 他にご意見ご質問等はございますか。国本委員。

(国本委員) 千葉市身体障害者連合会の国本と申します。資料2の要約筆記派遣事業についてですが、これまでは千葉市中途失聴・難聴者協会が実施しておりましたが、団体の解散に伴い、現在は千葉県聴覚障害者協会が事業を引き継いでおります。こうした状況の中で、要約筆記派遣事業そのものを知らない方もいると伺っております。そのため、このような事業が利用できることを広く周知していただくことが重要ではないかと思えます。よろしく願いいたします。

(大濱会長) ありがとうございました。ただいまのご意見について、事務局お願いします。

(岡本障害者自立支援課長) ご意見ありがとうございます。おっしゃる通り、周知が必要だと思いますので、ご意見いただきながら、一緒にやっていたいければというふうに思います。よろしく願いします。

(大濱会長) 他にご意見ご質問等はございますか。よろしいでしょうか。それでは、以上で議題(2)を終わります。

次に、議題(3)、「第7次千葉市障害者計画等策定に係る実態調査の結果について」です。事務局より説明をお願いします。

(岡本障害者自立支援課長) はい。障害者自立支援課の岡本でございます。議題の(3)についてご説明させていただきます。ここでは、資料3「障害者計画策定に係る実態調査の傾向まとめ」と、水色の冊子「千葉市障害者計画等策定に係る実態調査報告書 概要版」を利用いたします。

まず、水色の冊子の1ページをお開きください。この調査は、次期障害者計画の策定にあたり、障害のある方やそのご家族の生活実態や支援ニーズ等を把握するため、昨年度、アンケート調査及びヒアリング調査を実施したものです。アンケート調査の対象は、(2)①の表、左端の対象者欄に記載のとおり、「I在宅の方」から「V発達障害のある18歳未満の方とその保護者」と、「VIサービス事業所の方」を対象に、郵送で調査票を配布して行いました。また、ヒアリング調査は、2ページの(3)①の表に記載のとおり、当事者団体や親の会、障害者施設関係団体など計15団体の皆様に、対面で調査票に回答いただく方法で行いました。アンケートの回収結果は、3ページの(4)の表のとおりとなっており、右端の有効回答率は、全体としては、前回から増加しております。

アンケート結果の概要は資料3で説明いたしますので、資料3をご覧ください。今回は、議題4でも説明いたしますが、国の障害施策が転換期を迎えているものと考え、実態調査結果については、平成31年度、令和4年度及び7年度の、直近3回分の結果を比較した主な傾向と、令和7年度の特徴をご説明いたします。

まず、対象区分ごとの傾向についてご説明いたします。(1)の表中1、在宅18歳以上では、平成31年度から令和7年度までの主な傾向、これ以降は「ここ数年の主な傾向」と申し上げますが、将来不安、健康不安、経済的不安が一貫して上位となり、経済的負担軽減を求める声が高まったほか、介助者の高齢化や緊急時対応への不安も継続しております。令和7年度時点では、将来の生活保障や介助者支援、経済的支援、職場での障害理解

を求める声が強くなっています。

次に2の在宅18歳以上の発達障害の方では、ここ数年の主な傾向は、将来不安や収入不安が継続して高い中で、課題の中心が障害理解から、就労継続支援、職場理解、経済支援へと移行していることが特徴で、また災害時のコミュニケーションの不安の声が顕在化しております。令和7年度時点では、職場の障害理解や就労継続など、職場への定着支援へのニーズが高まっていることが特徴です。

次に3、在宅18歳未満の方では、ここ数年の主な傾向は、将来不安が継続して高い水準で、進路や将来の就労を見据えた支援へのニーズが拡大するとともに、経済的負担軽減への要望も増加しています。令和7年度時点では、就労支援や相談支援、将来設計に対する支援ニーズが高い状況となっております。

次に4、在宅18歳未満の発達障害のある方では、ここ数年の主な傾向は、友人関係や対人関係に関する課題や、将来の就労支援への期待も高まっています。令和7年度時点では、対人関係支援や学校生活支援、将来の就労支援が重要な課題となっております。

最後に5、施設入所者では、外出頻度が減少し、「めったに外出しない」と回答する方が増加しており、これは、アンケート回答者に重度障害者が増加したことによるものではないかと考えています。このほか、住まいの確保や経済的負担軽減に関する支援ニーズが高まる一方で、差別を感じる方は減少傾向にあります。令和7年度時点でも、将来の住まいの確保と経済面への不安が大きくなっております。

続いて、(2)の対象区分に共通する傾向についてご説明いたします。まず、経済的負担に対する支援ニーズがここ数年で大きく増加しており、長期化する物価高騰の影響もあるものと考えられます。次に、将来への不安はすべての年代、対象区分で継続して上位に挙がっており、多くの方が将来の生活に不安を抱えていることがうかがえます。また、相談支援では、専門相談や体制の充実を求めるニーズが継続して高く、その重要性が改めて確認されました。障害理解では、市民や職場における障害理解の不足を感じる回答が、未だに少ないとは言えず、継続的な障害理解の促進が共通の課題となっています。最後に就労支援については、特に発達障害のある方やその保護者で、「就職するための支援」にとどまらず、「働き続けるための支援」への関心が高まっていることが特徴として見られました。傾向のまとめの説明は以上です。

対象区分ごとの詳細な結果は2ページ以降に掲載しております。2ページ目の右上の吹出しに記載しておりますが、水色網掛けは7年間で20ポイント以上増加した項目、黄色網掛けは7年間継続して40%以上の項目としております。

なお、議題4において、アンケート及びヒアリング結果に触れながら、次期障害者計画の考え方についてご説明いたしますので、資料3の2ページ以降と、水色の冊子、実態調査報告書についての詳細説明は省略とさせていただきます。議題3の説明は以上です。

(大濱会長) ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はございますか。

(大濱会長) 特にないようですので、以上で議題(3)を終わります。それでは、議題の(4)、「第7次千葉市障害者計画・第8期千葉市障害福祉計画・第4期千葉市障害児福祉計画の骨子(案)について」に移ります。事務局より説明をお願いします。

(岡本障害者自立支援課長) はい。障害者自立支援課の岡本でございます。議題の(4)について、ご説明させていただきます。資料の説明に入ります前に、今年度の計画策定スケジュールについて、口頭で恐縮ですが、簡単にご説明いたします。

本日の今年度第1回目の協議会では、事務局から計画の骨子の案をお示しいたします。第2回の協議会は11月頃を予定しており、今回、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえた、計画の原案をお示しします。その後、11月から12月にかけてパブリックコメントを実施し、市民の皆様から広くご意見をいただきます。第3回の協議会は来年2月頃を予定しており、パブコメの意見を反映した上で、計画の最終案をお示しし、完成というスケジュールを予定しております。今年度も協議会の開催回数が多くなり、委員の皆様にはご負担をおかけいたしますが、より良い計画づくりのため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

それでは、資料の説明に移ります。資料4をご覧ください。資料の構成は、縦に3分割した左から現行計画の構成、真ん中に次期計画に向けた考察、右に次期計画の構成、としています。

まず、左上の計画策定にあたって、をご覧ください。第4次から現行の第6次までの障害者計画等では、平成29年3月に策定した「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」を上位の方針として策定しておりましたが、近年、コロナや物価高騰など社会情勢が短期間で変わる状況や、国の障害福祉施策が大きく転換していることなどを踏まえ、新たな中長期指針を単独で作ることはせず、現行の中長期指針の考え方・取組みを、次期計画に取り入れつつ、現状と課題を整理しながら、第7次障害者計画等を策定することとしております。

その下、まず、現行計画の構成の説明ですが、第1部総論の基本理念は記載のとおりで、下から2行目の「障害のある人もない人も、誰もが活躍し、共に支えあう共生社会を構築する」としており、これは国の障害者計画の基本理念を参考にしています。下線部分はのちほど補足します。

その下、計画の視点は、「中長期指針の基本目標の達成」「サービスの一層の充実」などの4項目としており、(4)の「新しい生活様式の実践」は、コロナ禍の取組となっています。

第2部の各論で、重点課題は、「親亡き後の支援」「重度障害者への支援」「発達障害者支援」とし、また、アンダーラインを引いている「働く方や働きたい方たちへの支援」を、現行計画から新たに加え4項目としております。

その下、基本目標別の施策展開では、「地域生活支援の拡充」「相談支援の充実」など6項目とし、サービスの種類ごとに支援を充実していくという構成で、これは前回計画から変更はしておりません。

その下、第3部の福祉計画以降は、前計画と同様、国の計画に基づき、サービスの需要に対して提供体制を整備する、という計画の構成になっています。

次に真ん中の、次期計画に向けた考え方の説明をさせていただきます。

まず、中長期指針の総括についてです。網掛けにあるとおり、全体としては、「サービスの提供量は充実し、障害者理解は一定程度進展したものの、重度障害者等の受入体制や、事業者の過度な参入によるサービスの質の低下などの問題が顕在化」と、総括いたしました。

各論ですが、まず（１）の相談体制の整備では、取組として、令和２年度の基幹相談支援センターの開設、令和６年１１月のこども発達相談室の新設などにより、誰もが幅広く相談できる体制が確立されたものと考えています。（２）の重度障害者等へのサービス提供体制の整備では、取組として、医療的ケア児・者の市単加算の創設や、重度障害者の就労支援など、制度の整備は進んだものの、グループホームなどの受入体制の問題など、未だ支援が十分には行き届いていないものと考えています。（３）の障害者理解の不足の解消では、令和３年度の東京パラリンピックを契機としたパラスポーツの推進は、特に教育分野で普及が進むとともに、モノレールや鉄道駅でのハード面のバリアフリー化、令和６年度の差別解消法の改正に係る周知などにより、共生社会の実現に向けて一定の進展があったと考えています。一方で、（４）の関連事業費の増大への対応では、市単独事業の見直しは行ったものの、一部の障害福祉サービスでは、事業者の過度な参入による質の低下が問題となっております。

その下、アンケート及び障害者団体ヒアリングの結果ですが、さきほどの議題（３）において、ここ数年の傾向や直近の特徴などに触れましたが、ここでは、次期計画策定に向けて、現計画の重点課題４点に関するご意見等について、ご説明いたします。総括としては、網掛けにあるとおり、「親なき後の支援」など、これまでの重点課題は、引き続き構造的な課題があり、顕在化」しているものと考えています。

各論で、まず（１） 親なき後の支援ですが、障害種別を問わず、日常生活では「将来の生活への不安」が最も多く、親なき後への不安が課題となっています。次に（２） 重度障害者への支援ですが、サービスは整備されたものの、事業者向けアンケートでは「人材確保」や「職員の資質向上」を重視する回答が、団体ヒアリングでも、職員の専門的知識・技術の不足が指摘されました。また、重度障害者を受け入れるグループホーム等の不足や、利用できる事業所の地域差なども課題として挙げられました。次に（３）の 発達障害者支援ですが、本人やご家族からは、対人関係や環境調整に関する不安や困りごとの回答が多く、ライフステージごとの相談支援体制の強化が課題となっています。また、団体ヒアリングでは、早期発見・早期支援の重要性は理解されつつあるものの、専門人材の育成、関係機関との支援体制の不足が指摘されました。最後に（４）の 就労支援ですが、就労のために必要なことの項目で、18歳以上では「職場の上司や同僚の障害への理解」が最も多く、引き続き、環境の質が課題となっています。また、団体ヒアリングでは、制度の整備は進んだものの、就労後の定着支援や、一人ひとりの障害特性に応じた働き方の選択肢の充実が求められました。最後に（参考）として、強度行動障害アンケート調査ですが、これは令和６年度に実施したもので、調査結果では、障害支援区分の高い重度者が多く、複数のサービス利用で地域生活を維持していることや、グループホームや短期入所の不足により、親なき後や緊急時への不安が特に大きいことが確認されました。以上が、アンケート・障害者団体ヒアリング調査結果の概要となります。

続いて、その下、近年の国の動向です。網掛けにありますが、総括としては、「権利保障や意思決定支援を基盤として、受け皿の整備と制度の持続可能性の確保に向けた再構築が進められている」と捉え、令和４年の国連審査の影響もあると思われますが、施策の転換期を迎えていると考えています。ポイントは以下３点です。

１点目は、「権利保障・意思決定支援の充実」です。差別解消法の改正による民間事業者の合理的配慮の提供義務化や、情報の取得や利用、コミュニケーション手段の確保に係る法整備のほか、令和７年１０月の就労選択支援の創設や、本年６月の成年後見制度の見

直しなど、権利擁護や本人の意思決定支援の強化が進められています。このほか、右の点線囲みの参考①「本市の動き」にありますが、昨年6月には、手話言語等の条例を制定しておりますし、また、参考②「関係法令と市障害者計画の関係」にありますが、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法や手話施策推進法では、市障害者計画の策定にあたり、これらの法律の趣旨を踏まえた内容とすることが求められており、念頭に置く必要があります。

2点目は、「地域社会の受け皿整備」です。障害福祉サービスは、質の向上が評価される報酬改定が行われるとともに、本年7月には医療的ケア児支援法が改正され、関係分野での連携強化が求められています。

3点目は、「持続可能な支援体制と制度の再設計」です。障害福祉サービスの利用増加や人材不足を背景に、国は制度見直しを緊急的に進めており、本年6月には臨時の報酬改定が実施されました。また、人材確保や専門性の向上、制度の持続可能性が重要な課題となっています。

このように、国の障害福祉施策は、サービス量を拡大する段階から、権利保障や本人の意思決定支援を前提としながら、地域で暮らし続ける仕組みと制度の持続可能性を確保する段階へと移行しています。

次期計画の策定にあたっては、こうした国の動向も念頭に、方向性を検討する必要があると考えており、次の3点を基本的な考え方といたします。

1点目は、サービスの提供体制は進展した中で、重度の方の受入体制や財政負担などの課題を踏まえ、サービスの量の確保だけでなく、質の向上と持続可能な提供体制の構築を重視いたします。

2点目は、障害のある方の権利保障と意思決定支援を基盤とし、一人ひとりが主体的に選択できる環境整備を進めます。

3点目は、地域生活の基盤整備や意思決定支援の充実を踏まえ、地域社会における共生や社会参加の促進を図るとともに、関係分野の連携による包括的な支援体制の構築を目指すこととします。

なお、※印にありますが、重点課題は現計画を維持しつつ、福祉計画、児計画は国の基本指針及び者計画に即して策定することといたします。

以上、3点の考え方を踏まえ、右の第7次計画等の骨子をご覧ください。

まず、第1部総論の「基本理念」です。吹き出しに補足しておりますが、現計画の理念である「共生社会の実現」は踏襲いたします。また、現計画では基本理念の中に「手段」の部分も盛り込まれており、理念がぼやけてしまうことから、次期計画では、「手段」の部分は、基本方針以降で整理し、理念はシンプルにすることとしました。なお、左側の現計画の基本理念中、下線部分が「手段」にあたるものと考えております。

その下の「基本方針」は、現計画の「計画の視点」から表現を変更し、基本理念を達成する手段として再設定いたします。具体的には、現計画の(1)(2)を「相談支援・障害福祉サービスの質の維持・向上と持続可能な提供体制の確保」に一本化し、国の動向を踏まえて新たな(2)として「権利擁護と意思決定支援の充実」を位置付けます。また、(3)の「社会参加の促進と地域社会における包摂的な環境整備」は、現計画を踏襲し、(4)では、昨年度の条例制定や国の動向を踏まえ、「情報の取得・利用・意思疎通の施策の推進」を新たに位置付けることといたします。

その下、第2部の各論中、重点課題は、引き続き、親なき後の支援、重度障害者への支

援、発達障害者支援、就労支援を位置づけ取り組むことといたします。

その下の、「基本目標」は、現計画の枠組みを踏襲しつつ、相談支援を2から1に引き上げ、国の動向も踏まえ「本人の意思決定支援を支える」という枕詞を追記しています。

「2 生活を支える基盤の整備」以下は、現計画を概ね引き継ぐこととし、文言調整をしながら再編成しております。

次期計画の骨子の説明は以上です。意思決定支援やコミュニケーション支援などの新たな要素を盛り込み、市としての方向性をお示しすることで、各種施策の展開、運用の適正化、効果の最大化を目指していきたいと考えております。

このほか、その下の「第3部 第8期千葉市障害福祉計画」及び「第4部 第4期千葉市障害児福祉計画」については、サービスの質の確保と制度の持続可能性を踏まえ、一部の障害福祉サービスについては総量規制の活用も視野に入れることを明記しながら、提供体制の適正化を図っていききたいという計画の構成としています。

なお、参考資料として「第7次千葉市障害者計画・第8期千葉市障害福祉計画・第4期千葉市障害児福祉計画の策定について」を配布しております。この資料には、各計画の位置付けや計画期間、計画相互の関係性などを掲載しており、大きな変更点はございませんので、本日の説明は省略いたしますが、1点だけ補足をさせていただきます。

右側の「2 計画の期間」の下から4本目のグラフで「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」があります。議題4の冒頭の説明で触れましたが、令和9年度からは、単独で新たな指針を策定せず、次期計画の中に溶け込ませるイメージを、この資料でも表記しております。議題4の説明は、以上でございます。

(大濱会長) ありがとうございました。ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等がございますか。菊池委員。

(菊池委員) 千葉市自閉症協会の菊池です。中長期指針では、医療的ケアと強度行動障害の両方について記載されていたかと思います。しかし、国の制度や法改正の影響もあつてか、医療的ケアに関する取組が大きく取り上げられる一方で、強度行動障害への対応がだんだん薄れてきているように感じており、心配しています。千葉市でしっかり対応していただけたらよいのにと、以前から思っております。自立支援協議会における強度行動障害に関する議事録も拝見しており、取り組んでいただいていることは理解しております。ただ、このようにまとめられた資料を見ると、強度行動障害への取組が忘れられてしまうのではないかと不安になります。私の気にしすぎかもしれませんが、そのように感じています。

(岡本障害者自立支援課長) ご意見ありがとうございます。そのように受け取られていることは、私どもとしては少し意外ではありますが、強度行動障害についても重要な課題として認識しており、重点課題の中に強度行動障害への対応も含まれているものと考えております。

(菊池委員) まとめられてしまうと、強度行動障害への取組が忘れられてしまうのではないかと不安になります。もちろん、医療的ケアについても、受け入れ可能な病院が十分ではなく、非常に重要な課題であると認識しています。ただ、強度行動障害のある方の場合、

成人になると市内では受け入れ先が限られ、市外の施設などを利用せざるを得ない状況があります。それはなぜなのでしょう。

(薄田障害福祉サービス課長) 障害福祉サービス課でございます。市といたしましては、先ほど自立支援課長がお答えしたとおり、重度の障害のある方には、重症心身障害児者や医療的ケア児者だけでなく、強度行動障害の方も含まれていると認識しております。ただ、委員がおっしゃるように、近年は医療的ケア児支援法などの動きもあり、どちらかというところ、重症心身障害や医療的ケアに関する課題がクローズアップされているように感じております。重症心身障害や医療的ケアへの対応が長年課題となっていた背景には、福祉分野だけでは解決できず、医療との連携が必要であったことがあります。そうした中で医療的ケア児支援法が制定され、関係者の関心も高まり、事業者においてもこうした分野の重要性が認識されるようになってきました。そのような状況もあり、重症心身障害や医療的ケアがより注目されているのではないかと考えております。一方で、市としては、重症心身障害や医療的ケアへの対応と同様に、強度行動障害についても重要な課題であると認識しております。強度行動障害への対応については、強度行動障害者だけを専門的に受け入れる事業所や施設を整備することが容易ではないという課題があります。強度行動障害のある方を集中的に受け入れる場合、事業所運営への負担も大きくなるため、取組がなかなか進みにくい面があると認識しております。委員からご指摘いただいたとおり、今後も強度行動障害への対応を重要な課題として捉え、取り組んでまいりたいと考えております。ありがとうございます。

(菊池委員) ありがとうございます。強度行動障害のある方を集中的に受け入れる施設を作っていただきたいということではありません。多くの方を一か所に集めると、運営が難しくなるというお話も理解しております。私としては、各施設で1人、2人でも受け入れていただけたところが増えればよいと思っています。強度行動障害のある方にとっては、環境を整え、適切な支援を受けられることが非常に重要です。その結果として、他害や自傷の回数が減り、少しでも穏やかに暮らせるようになればよいと思っています。もちろん、それらの行動が完全になくするとは考えておりません。また、ご本人だけでなく、支援する方々の負担が軽減され、けがをすることなく安心して支援できる環境が整うことも大切だと思っています。そのため、大規模に受け入れる施設を整備してほしいということではなく、各事業所で1人、2人でも受け入れられる体制が広がっていけばよいと考えています。ありがとうございます。

(大濱会長) 事務局お願いします。

(岡本障害者自立支援課長) すみません、補足させていただきます。令和8年度予算では、強度行動障害に関する研修のための予算を計上しております。この事業は、市の予算の裏付けがある第2次実施計画にも位置付けられておりますので、来年度以降も継続して実施してまいります。千葉市における強度行動障害のある方への支援を充実させていくため、今後とも引き続きご協力いただければ幸いです。ありがとうございます。

(大濱会長) 委員、よろしいでしょうか。

(菊池委員) はい、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いします。

(大濱会長) 他にご意見ご質問等はございますか。野崎委員。

(野崎委員) 千葉市精神保健福祉審議会の野崎です。大変興味深く読ませていただきました。揚げ足取りのように聞こえてしまったら大変恐縮ですが、「親なき後の支援」という言葉に少し引っかかりを感じました。私にはこの言葉が、親御さんがいらっしゃる間は親御さんが面倒を見ることを前提としているように感じられる部分があります。もちろん、将来を見据えた支援という意味では一定の妥当性があると思いますし、特に未成年の障害のあるお子さんについては、その考え方も当てはまると思います。一方で、成人した障害のある方については、親御さんがご健在であっても、親から自立して生活している場合がありますし、親御さんがいらっしゃる間も切れ目のない支援が必要だと感じています。そのため、「親なき後の支援」という表現については、親御さんがいるうちから継続的な支援が必要であるという視点も含めて考える必要があるのではないかと思います。私自身、障害のある方やそのご家族に日常的に関わっていますが、お子さんの将来に強い不安を抱え、そのことが原因で親御さんご自身が心身の不調を抱えているケースも少なくありません。そのような状況を考えると、「親なき後の支援」という言葉には、親御さんがいる間は親御さんが何とかするものだという印象が、意図せず含まれてしまうようにも感じます。どう表現するのが適切なのか、私自身も明確な答えを持っているわけではありませんが、もしよりよい表現があるのであれば、今後見直しを検討していただいてもよいのではないかと思います。以上です。

(会長) ありがとうございます。ただいまのご意見について、事務局お願いします。

(岡本障害者自立支援課長) ご意見ありがとうございます。私自身も今のお話を伺って、改めて考えさせられました。「親なき後の支援」という表現については、ご指摘の視点も踏まえながら、今後計画の原案を作成する際に検討していきたいと思います。その結果、現在の表現をそのまま使用する場合であっても、その理由についてはきちんとご説明させていただきたいと考えております。貴重なご意見をありがとうございました。

(大濱会長) 委員、よろしいでしょうか。

(野崎委員) はい。ありがとうございます。

(大濱会長) 他にご意見ご質問等はございますか。坂本委員。

(坂本委員) 千葉市精神障害者家族会連合会の坂本です。将来に対する不安については、家族会でもよく話題になるテーマです。将来への不安を少しでも軽減していくためにはどうしたらよいのかを考えたときに、やはり家族以外の方と当事者との関わりが継続していくことが大切なのではないかと思っています。実は私自身、地域活動支援センターに関わっており、私の家族もお世話になっていますし、私自身もボランティア活動をしています。

先日、20周年の記念行事もありましたが、その中では20年にわたってつながり続けている方もいらっしゃいます。将来への不安や親なき後の不安といった課題に対して、具体的にどのような取組や仕組みがあれば、当事者やご家族が少しでも安心できるのかを考えていくことが大切だと思います。成功事例とまで言えるかは分かりませんが、そのような実践例もありますので、ぜひ参考にさせていただきながら、サービスの質の向上など様々な施策を進めていただければと思います。実際には、家族以外の誰かが当事者と長期間にわたって関わりを持ち続けてくださることが、将来への不安を軽減するうえで非常に有効な方法ではないかと考えております。以上です。

(大濱会長) ありがとうございます。ただいまのご意見について、事務局お願いします。

(岡本障害者自立支援課長) ご意見ありがとうございます。親なき後の支援は、住まいの場の支援や成年後見制度等といった相談支援をイメージしておりました。おっしゃるとおり、家族以外とのつながりは、社会参加や地域社会での生活を支えていくうえで大変重要なことだと考えております。いただいたご意見を踏まえ、今後の計画策定に活かしていきたいと思います。ありがとうございます。

(大濱会長) よろしいでしょうか。他にご意見ご質問等はございますか。佐久間委員。

(佐久間委員) 千葉県弁護士会の佐久間です。今のお話の続きになりますが、「親亡き後支援」という言葉については、「亡き」をひらがなにして「親なき後の支援」、「親支援なきあと」のように少しずつ発展しています。ただ、親御さんとの結び付きが非常に強いテーマでもあり、なかなかこれに代わるより良い表現が見つからないという状況なのではないかと思っています。また、このテーマの本質は、人のライフステージに応じて必要な支援が変化していくということにあるのではないかと認識しています。そのため、支援の理念をどのように実現していくかが重要であり、そのためには様々な人をつなぎ、人とのつながりやネットワークを大切にしていける必要があると思います。ただし、人とのつながりやネットワークは、「やりましょう」と言ってすぐにできるものではありません。こうした会議の場や日頃からの交流を通じて、お互いに顔の見える関係を築いていくことが大切だと思います。皆さんそれぞれ活動されていると思いますが、そのような小さな歩みや日々の積み重ねは、なかなか目に見えるものではありません。しかし、何年後かに「あの時にお世話になった」「あの時に知り合った」といった形で、そのつながりが大きな力になってくるのではないかと思います。成年後見制度などの活用も重要ですが、制度そのものだけではなく、その制度を支える人たちをどのようにつなげていくか、また、人と人をつなぐ取組をどのように支援していくかという視点も必要だと思います。さらに、家族の高齢化が進む中で、親御さん自身がお子さんの重度化や生活上の変化に気付きにくくなることもあると思います。そのような時に、第三者が「最近少し心配ですね」と声をかけられるような関係性があることも大切であると思います。本日の皆さんのお話を伺いながら、そのような人とのつながりや見守りの関係性が非常に重要なのだと改めて感じました。以上です。

(大濱会長) ありがとうございます。ただいまのご意見について、事務局お願いします。

(岡本障害者自立支援課長) 委員がおっしゃったお話を伺い、まさに共生社会そのものだというイメージを持ちました。今回お示ししている次期計画の骨子案の基本理念の中には、「誰もが地域の中で役割を持ち」という表現を盛り込んでおります。この「役割」という言葉については、私自身も思いを込めて入れさせていただいたものです。人とのつながりがあるからこそ、その人の役割が生まれ、その役割を通じてさらに地域とのつながりが深まっていくのだと思います。これまで「役割」という言葉をやや漠然と捉えていた部分もありましたが、今のお話を伺い、その意味するところがより明確になったように感じております。本日いただいたご意見を今後の計画策定に活かしていきたいと思います。ありがとうございました。

(佐久間委員) まさにそのとおりだと思います。「地域共生社会」という言葉がありますが、地域の中で誰もが役割を持ち、誰もが社会参加できることが大切だと考えています。また、人は誰かを支えることもあれば、誰かに支えられることもあります。そのような相互に支え合う関係が地域の中にあることが重要だと思います。以上です。

(大濱会長) よろしいでしょうか。他にご意見ご質問等はございますか。加藤委員。

(加藤委員) 千葉市重症心身障害児(者)を守る会の加藤です。先ほど医療的ケアについて話題に挙げていただいていたので、少しお話しさせていただきます。医療的ケア児支援法が制定されてから、医療的ケア児への理解や支援が進み、千葉市でも基幹相談支援センターが設置されたこともあって、支援体制が大きく充実してきました。その点については大変ありがたく感じております。また、今年度の制度改正により、医療的ケア児だけでなく、医療的ケア者や重症心身障害児者も対象として位置付けられるようになりました。一方で、近年は障害の重い方が増えていると感じています。人工呼吸器を使用しているお子さんも多く、以前は脳性麻痺の方が中心という印象でしたが、現在は様々な疾患や障害があり、医療的ケアの必要性も非常に高くなっています。こうしたお子さんたちは子どもの頃は小児科やこども病院で診てもらえますが、18歳を過ぎると成人診療科へ移行する必要があります。しかし、実際には受け入れてくれる医療機関が十分ではなく、そのことに大変困っています。そのため、現在建替えと移転が予定されている海浜病院には、成人後も継続して診療していただけることや、入院の受入れなどについて期待し、お願いをしているところです。また、短期入所についても重要な課題だと感じています。医療的ケアのあるお子さんを在宅で介護しているご家族、特にお母様方は非常に大きな負担を抱えており、月に数日も休息を取れる環境が必要ではないかと思います。海浜病院のような医療機関で短期入所を受け入れていただければ大変ありがたいと思います。NICUなどの医療体制もありますし、安心して利用できる環境につながるのではないかと考えています。また、短期入所を利用する際には、人工呼吸器など多くの医療機器や荷物を持参しなければならず、ご家族の負担も大きくなります。そのため、訪問看護師が自宅を訪問し、ご家族に代わって一定時間見守りやケアを行えるような仕組みもあるとよいのではないかと思います。次期計画では、こうした現状や課題について具体的に盛り込んでいただいておりますので、今後はさらに具体的な施策につながっていくことを期待しております。よろしくお願いいたします。

(薄田障害福祉サービス課長) 海浜病院については、私も先生方と意見交換をさせていただいております。NICUなどで診ているお子さんについて、継続して診ていきたいというお考えはお持ちのようです。一方で、公立病院で急性期病院であることから、事務レベルではまだ具体的な方向までの検討には至っていない状況です。関係者の中には、この課題に関心を持ち、取り組んでいかなければならないという認識を持っている方も多くおりますので、少しずつではありますが前進していくのではないかと考えております。また、先ほど委員から、訪問看護師がご自宅を訪問して見守りや支援を行うことについてお話がありました。これまで千葉市では、訪問看護師やヘルパーが自宅で支援を行うよりも、重症心身障害のある方がデイサービスなどの日中活動の場に通い、4時間から5時間程度過ごしていただく方が、ご家族にとっても休息につながるのではないかと考えてまいりました。ご自宅で支援を受けている場合、お子さんの様子が気になり、ご家族が十分に休めないのではないかと考え、お子さんにはできるだけ外に出て活動していただく方向で施策を進めてきたところです。そのため、自立支援課長からの説明にもありましたとおり、通所サービスの充実を図るための取組を進めております。まずは、通所の場が増えていくよう取り組み、その効果を検証していきたいと考えております。その結果も踏まえながら、委員からご意見のありました訪問による支援の必要性についても、今後研究していきたいと考えております。

(大濱会長) 加藤委員、よろしいでしょうか。

(加藤委員) はい。ありがとうございます。

(大濱会長) 移行期医療については、千葉大学と海浜病院が力を入れて取り組んでいこうとしており、医師会も一緒になって協議を進めています。また、医師会としても協力しながら取り組んでいくという方向で話が進んでおります。これから成人期を迎える子どもたちの体制づくりに協力していきたいと考えております。

ほかに、ご意見、ご質問等はございますか。それでは、以上で議題の(4)を終わります。これまで協議した内容を踏まえ、事務局より何かありますか。

(岡本障害者自立支援課長) はい、様々なお立場からご意見ありがとうございます。次にお示しする原案の中に、今日頂いたご意見を盛り込んでいきたいと思っております。皆様、誠にありがとうございます。

(新宅障害者自立支援課長補佐) 司会に戻ります。委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。お帰りの際は、お忘れ物ございませんよう、気を付けてお帰りください。また、市役所駐車場をご利用の皆様は、受付にてお預かりしました駐車券をお渡ししますので、お立ち寄りください。なお、お帰りの際は、1階モノレール側の出入口、もしくは、市民駐車場側出入口をご利用ください。

午後8時40分閉会

令和8年8月28日（金曜日）開催の令和8年度第1回千葉市障害者施策推進協議会の議事録として承認し署名します。

千葉市障害者施策推進協議会 会長
